

## 川崎市総合行政推進会議要綱

制定 平成18年5月31日

最近改正 平成28年4月1日(平成28年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成18年川崎市規則第29号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、区総合行政推進会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、区役所に属する事務を担当する副市長（以下「担任副市長」という。）が必要に応じて招集するものとする。

2 担任副市長に事故があるときは、市民文化局長が会議の進行を行うことができる。

(検討会議)

第3条 担任副市長は、規則第6条第1項に定める事項を具体的に検討するため、必要に応じて、検討事項に関係する部長級及び課長級職員その他検討及び調整に必要な関係職員をもって構成する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することができる。

2 検討会議は、市民文化局コミュニティ推進部長（以下「コミュニティ推進部長」という。）が主宰し、会議から指示があったとき又はコミュニティ推進部長が必要と認めるときに開催する。

3 検討会議は、その結果を会議へ報告するものとする。

(会議の庶務)

第4条 会議の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において処理するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、担任副市長の命を受けて市民文化局長が定める

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。